

〔日本書紀十九〕十四年七月甲子、蘇我大臣稻目宿禰奉勅遣王辰爾、數錄船賦、即以王辰爾爲船長、因賜姓爲船史、今船連之先也、  
 〔大内家壁書〕諸商買船、諸公事免許事、雖有希望申族、自今以後、不可申次之、若於有御免輩者、爲上意可被仰出之也、仍壁書如件、

文明十九年三月廿九日

左衛門尉武明  
大炊助弘

〔地方凡例錄五〕一帆別運上

是は廻船運上也、帆の反數に掛け運上相納む、大坂堺其外灘目等の湊々を都り中國筋海邊と云の廻船は多分の運上差出、遠國も同然也、又新船造り立る時は、村役人へ相届け、支配地頭へ願出、船數帳に相記す、尤支配地頭より焼印いたし相渡す、又上方舟は勿論、國々の廻船にても、江戸大坂へ廻す船は、船方役所の焼印を申請ることなり、

一川船役

是は高瀬舟、平駄、鵜飼、ぼう丁、にたり等、川筋にて荷物を積む船、都て役錢相納む、御府内にて川船奉行有之、江戸船は勿論、國々の船にても、江戸江相廻す船は、川船役所へ運上差出焼印請之、又江戸へ不廻舟には、川船奉行の焼印は不請、支配地頭之焼印を請て、何れも役錢を相納む、川船役所へ運上差出船にても、支配地頭江役錢差出す國々所々にて、多少の違あり、

一小船役

是は漁船作船等荷船に無之舟の役錢、是も所に依り異同あり、

〔京都御役所向大概覺書七〕同所○近江百艘船役初り之事

一百艘舟之儀、右貳千百六拾六艘之内ニ而舟持共、大津堅田ニ罷在候、是者關ヶ原御陣之節、御奉